

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 運営規程（ユニット型）

（事業目的）

第1条 社会福祉法人政芳会（以下「事業者」という。）が開設する、特別養護老人ホーム いなほ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護等の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「入所者」という。）に対し、指定短期入所生活介護等を行い、入所者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

（指定短期入所生活介護の運営の方針）

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身機能に維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護の運営の方針）

第3条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身機能の維持回復を図ることをもって、入所者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、入所者の心身機能、環境状況等を把握し、指定介護予防事業者（地域包括支援センター）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性、柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の一体的運営）

第4条 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供は、同一

の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームいなほ
- (2) 所在地 福岡県田川郡福智町伊方 4138

(定員)

第6条 利用者の定員は60名とする。ただし、特別養護老人ホームいなほ内の空き室を利用する。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユニット数 6ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 10名

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1名

職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定短期入所生活介護等の事業実施に関し、尊厳すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名

入所者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名

入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (4) 看護職員 3名以上

医師の診療補助及び石の指示による入所者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (5) 介護職員 17名以上

入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名

入所者が、心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1名

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、入所者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、入所者の心身の状況を踏まえ、入所者が日常生活な援助を行うものとする。
- (2) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者と連携を図ること等により入所者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される入所者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一適なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、職員は入所者及びその家族に対して、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明するものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (5) 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供並びに送迎とし、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、入所者の介護予防に資するよう、入所者の心身の状況を踏まえ、入所者が日常生活な支援を行うものとする。

る。

- (2) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治医又は歯科医師からの情報やサービス担当者会議等からの情報により、入所者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握するものとし、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される入所者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、入所者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、入所者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、入所者の主体的な活動参加を促すような働きかけに努めるものとする。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって職員は、入所者及びその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所において入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急かつやむを得ずやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに主治医又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を行うものとする。

(指定短期入所生活介護等の利用料金等)

第10条 指定短期入所生活介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、前項の利用料の他、次の各号に定める費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 療養食加算に要する費用
 - (3) 滞在に要する費用
 - (4) 利用者の希望により特別な食事の提供に要する費用 実費
 - (5) 送迎加算に要する費用
 - (6) 機能訓練指導加算に要する費用
 - (7) 理美容に要する費用
 - (8) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、日常生活において通常必要

となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの。

- ア 入所者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用実費
 - イ 入所者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用実費
- ※料金は別紙料金表に定める。

- 3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ入所者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。ただし、第2項第1号から第3号の費用についての説明及び同意は、文書により行うものとし、当該各号の額を変更するときは、あらかじめ、その変更について入所者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、田川市、田川郡内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 入所者は、次の各号に定める事項について遵守しなければならない。

(1) 入所者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(2) 入所者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

(3) 入所者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(4) 入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。

- 2 前項第4号の規定により、管理者が、入所者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な注意義務をもって保管するものとする。

(緊急時の対応)

第13条 職員は、指定短期入所生活介護等の提供中に入所者の体調や容体の急変、その他の緊急事態等が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所において定められている協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、入所者の安全に対して万全の備

えを行うものとする。

- 3 事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、事業所において入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療用具の管理についても、訂正な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、入所者に対する指定期間入所生活介護等の提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理等)

第17条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する入所者又はその家族から苦情に敏速にかつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言をうけた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現

に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業者は、入所者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1年以内

- 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業者は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人政芳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。